

政令第二百三十八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第四十八条」に、「第五十条」を「第四十九条」に改める。

第二条第二項中「大臣官房に統計情報部を、」を削る。

第三条第一項中第二十号から第二十二号までを削り、第二十三号を第二十号とし、同条第二項を削る。

第七条第一項中第二十一号を第二十四号とし、第十二号から第二十号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「第七号」を「第十号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十号を第十三号とし、第二号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること（中央労働委員会
会の所掌に属するものを除く。）。

三 労働関係の調整に関する政策の企画及び立案に関すること。

四 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。

第七条第二項中「前項第四号及び第五号」を「前項第七号及び第八号」に、「同項第十六号」を「同項第十九号」に、「同項第十八号」を「同項第二十一号」に改める。

第十一条第一項第二十号中「大臣官房及び」を削る。

第十五条第十号を削り、同条第十一号中「中央労働委員会」の下に「及び労働基準局」を加え、同号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 人口動態統計、毎月勤労統計調査その他統計に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第十五条中第十七号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

十五 厚生労働省の所掌事務に係る資料その他の情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

十六 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第十五条第十三号を同条第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関すること。

第十八条の見出し中「情報政策・政策評価審議官」を「総合政策・政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官」に改め、同条第一項中「情報政策・政策評価審議官一人」を「総合政策・政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」に改め、同条第四項中「情報政策・政策評価審議官」を「総合政策・政策評価審議官」に、「情報システムの整備及び管理に関する事務（厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策に係るものに限る。）並びに厚生労働省の所掌事務に関する」を「所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策及び」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第二十条第一項中「統計情報部に置くもののほか」を削り、同条第二項を削る。

第二十七条から第三十条までを次のように改める。

第二十七条から第三十条まで 削除

第四十六条から第四十九条までを削り、第一章第二節第三款第三目中第四十五条の次に次の三条を加える。

第四十六条から第四十八条まで 削除

第五十条第一項中「五課」を「六課」に、「審査管理課」を「医薬品審査管理課」に改め、第一章第二

「医薬品審査管理課
医療機器審査管理課」

節第三款第四目中同条を第四十九条とし、第五十一条を第五十条とする。

第五十二条（見出しを含む。）中「審査管理課」を「医薬品審査管理課」に改め、同条第一号中「医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品」を「（体外診断用医薬品を除く。第三号及び第十一号において同じ。）、「医薬部外品及び化粧品」に改め、同条第二号中「医薬品（体外診断用医薬品を除く。次号及び第十三号において同じ。）、「医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品」を「医薬品等」に、「並びに医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録並びに医薬品等の」を「及び」に改め、同条第三号中「及び再生

医療等製品」を削り、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条第八号中「、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品」を「（体外診断用医薬品を除く。）」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う次に掲げる業務に関する事。

イ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号イからニまでに掲げる業務（同号イ及びロに掲げる業務については医薬品等に関する事に限り、同号ハに掲げる業務については医薬品等の製造業の許可及び製造販売の承認に関する事、医薬品の再審査及び再評価に関する事、日本薬局方に関する事並びに医薬品等の基準に関する事に限り、同号ニに掲げる業務については医薬品等に関する事に限る。）

ロ イに掲げる業務に附帯する業務

ハ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第二項第一号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」

という。)第八十条の五第一項に係る部分に限る。)及び第二号に掲げる業務(医薬品等に関することに限る。)

第五十二条第十三号及び第十四号を削り、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(医療機器審査管理課の所掌事務)

第五十二条 医療機器審査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品(以下この条から第五十四条までにおいて「医療機器等」という。)の生産に関する技術上の指導及び監督に関すること。
- 二 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録、医療機器等の製造販売の承認並びに再生医療等製品の製造業の許可に関すること。
- 三 医療機器及び体外診断用医薬品の使用成績に関する評価に関すること。
- 四 再生医療等製品の再審査及び再評価に関すること。
- 五 医療機器の販売業、貸与業及び修理業並びに再生医療等製品の販売業に関すること(医政局の所掌に属するものを除く。)

六 医療機器等の基準に関すること。

七 希少疾病用医薬品（体外診断用医薬品に限る。）、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品
品の指定に関すること。

八 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う次に掲げる業務に関すること。

イ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号イからニまでに掲げる業務（同号イ及びロに掲げる業務については医療機器等に関することに限り、同号ハに掲げる業務については医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録、医療機器等の製造販売の承認並びに再生医療等製品の製造業の許可に関すること、医療機器及び体外診断用医薬品の使用成績に関する評価に関すること、再生医療等製品の再審査及び再評価に関すること、医療機器等の基準に関すること並びに医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関すること）に限り、同号ニに掲げる業務については医療機器等に関することに限る。）

ロ イに掲げる業務に附帯する業務

ハ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第二項第一号（医薬品医療機器等法第八十条の五

第一項に係る部分に限る。)及び第二号に掲げる業務(医療機器等に関することに限る。)

九 医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に
関すること。

第五十三条第一号から第三号までの規定中「医薬品等」の下に「及び医療機器等」を加え、同条第四号中「医薬品等」の下に「及び医療機器等」を加え、「審査管理課」を「医薬品審査管理課及び医療機器審査管理課」に改め、同条第六号中「審査管理課」を「医薬品審査管理課及び医療機器審査管理課」に改める。

第五十四条第一号から第三号までの規定中「医薬品等」の下に「及び医療機器等」を加える。

「監督課

第五十九条第一項中「八課」を「十課」に、「監督課」を「労働関係法課」に改める。

賃金課
」

第六十一条第一号中「労働契約、賃金の支払、最低賃金、」を削り、「労災管理課」を「他課」に改め、同条第二号中「労働契約、最低賃金」を削り、同条第三号中「こと」の下に「(賃金体系に関することを除く。)」を加え、同条第四号を削る。

第六十二条の次に次の二条を加える。

(労働関係法課の所掌事務)

第六十二条の二 労働関係法課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働契約に関する政策の企画及び立案に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、労働契約に関すること（労働基準法の施行に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

三 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること（中央労働委員会
会の所掌に属するものを除く。）。

四 労働関係の調整に関する政策の企画及び立案に関すること。

五 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。

(賃金課の所掌事務)

第六十二条の三 賃金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 賃金の支払及び最低賃金に関する政策の企画及び立案に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、最低賃金に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

三 賃金体系に関すること。

四 退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（退職手当の支払に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

第一百十条第五号中「大臣官房及び」を削る。

第一百三十条第二号中「こと」の下に「（事業管理課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関すること。
第一百三十条の二第三号を次のように改める。

三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条の二第一項の規定による厚生年金保険原簿（同法第二十八条に規定する原簿をいう。）の訂正の請求及び国民年金法第十四条の二第一項の規定による国民年金原簿（同法第十四条に規定する国民年金原簿をいう。）の訂正の請求に関すること。

第三百三十条の二中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の統計並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の統計（健康保険法第五条第二項若しくは第二百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務に係るものに限る。）並びにこれらの事業の運営のための統計数理的調査に関すること。

第三百三十一条第一項中「四人」を「六人」に改める。

第二百五十三条の二第二項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年六月二十一日から施行する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

2 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の十六第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

(最低賃金審議会令の一部改正)

3 最低賃金審議会令(昭和三十四年政令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「労働条件政策課」を「賃金課」に改める。

(国民年金法施行令の一部改正)

4 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の四の二第一号中「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

(社会保障審議会令の一部改正)

5 社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六号

中「事業企画課」を「事業管理課」に改め、同号を同条第五号とする。

理由

厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房統計情報部を廃止するとともに、大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官を置くほか、医薬・生活衛生局、労働基準局及び年金局の再編、政策統括官の職務の変更を行う等の必要があるからである。